

「労災レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引 - 歯科用 -」の変更履歴

2018/9/XX

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
1	表紙	平成30年9月	平成28年10月	-
2	はじめに 1	平成30年4月1日現在	平成28年4月1日現在	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
3	はじめに 3	平成30年3月5日厚生労働省告示第43号により一部改正	平成28年3月4日厚生労働省告示第52号により一部改正	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
4	はじめに 4	本手引は、「労災レセプト電算処理システム オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）（平成30年4月版）」に基づく記録方法を示したもので、診療内容は例示です。 本手引の内容は、主に事例の例示であるため、基本的な記録方法については、記録条件仕様を合わせて参照ください。	本手引は、記録条件仕様に基づく記録方法を示したもので、診療内容は例示です。 本手引の内容は、主に事例の例示であるため、基本的な記録方法については、記録条件仕様を合わせて参照ください。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
5	はじめに 5	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称 「急性期一般入院料1」	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称 「一般病棟7対1入院基本料」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
6	はじめに 5	診療行為コード「301005870：一般病棟入院期間加算（14日以内）」の加算識別「5」	診療行為コード「301005870：一般病棟入院期間加算（14日以内）」の加算識別「4」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
7	はじめに 6	（削除）	CSVの記録事例について、レセプト等にどのように表示されるかを掲載していますが、文字フォントは一致しません。 また、実際のレセプトでは、罫線が印字され、下線は印字されない等、一部異なる部分があります。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
8	第1章 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
9	第1章 2(8)	例】提出する電子レセプトのうち、診療年月が平成30年8月と平成30年9月のレセプト情報が記録されている場合・・・「43009」	例】提出する電子レセプトのうち、診療年月が平成28年8月と平成28年9月のレセプト情報が記録されている場合には、「42809」を記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
10	第1章 3(1)	項目 レコード識別情報 記録内容 UK	項目 レコード識別情報 記録内容 受付情報レコード	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
11	第1章 3(8)	レコード項目 請求年月 記録内容 平成30年8月	レコード項目 請求年月 記録内容 平成28年8月	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
12	第1章 3(9)	レコード項目 届出 記録内容 「補管」「歯初診」	レコード項目 届出 記録内容 「補管」「外来環」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
13	第1章 3 CSVの記録	UK,,13,3,1234567,,日本歯科医院,43008,0117,00	UK,,13,3,1234567,,日本歯科医院,42808,0103,00	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
14	第2章 第1部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
15	第2章 第1部 2(7)	例】提出する電子レセプトのうち、診療年月が平成30年8月と平成30年9月のレセプト情報が記録されている場合・・・「43009」	例】提出する電子レセプトのうち、診療年月が平成28年8月と平成28年9月のレセプト情報が記録されている場合には、「42809」を記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
16	第2章 第1部 2(8)	例】03-1234-5678 又は (03)1234-5678	例】03-1234-5678 (03)1234-5678	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
17	第2章 第1部 3(1)	項目 レコード識別情報 記録内容 IR	項目 レコード識別情報 記録内容 医療機関情報レコード	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
18	第2章 第1部 3(7)	レコード項目 請求年月 記録内容 平成30年8月	レコード項目 請求年月 記録内容 平成28年8月	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
19	第2章 第1部 3(9)	レコード項目 届出 記録内容 「補管」「歯初診」	レコード項目 届出 記録内容 「補管」「外来環」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
20	第2章 第1部 3 CSVの記録	IR,,13,3,1234567,,43008,03-1234-5678,0117	IR,,13,3,1234567,,42808,03-1234-5678,0103	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
21	第2章 第2部 1(26)	「予備14」の追加		平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
22	第2章 第2部 1(27)	「患者の状態」の追加		平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
23	第2章 第2部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
24	第2章 第2部 2 (5) イ	例】姓が「厚労（コウロウ）」、名が「太郎（タロウ）」 の場合の記録 全角で記録する場合・・・「厚労 太郎」（スペースも 全角） 半角で記録する場合・・・「ㄐㄐ ㄐㄐ」（スペースも半 角）	例】姓が「厚労（コウロウ）」、名が「太郎（タロウ）」 の場合の記録 全角で記録する場合、「厚労 太郎」（スペースも全角） 半角で記録する場合、「ㄐㄐ ㄐㄐ」（スペースも半角）	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
25	第2章 第2部 2 (7)	例】昭和50年1月3日生まれの場合・・・「3500103」	例】昭和50年1月3日生まれの場合、「3500103」を記録 します。	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
26	第2章 第2部 2 (9) ア	例】平成30年7月10日入院の場合・・・「4300710」	例】平成28年7月10日入院の場合、「4280710」を記録 します。	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
27	第2章 第2部 2 (9) イ	その他の場合は、記録を省略します。	入院外レセプトの場合、記録しません。	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
28	第2章 第2部 2 (10) ア	例】平成30年7月10日の場合・・・「4300710」	例】平成28年7月10日の場合、「4280710」を記録しま す。	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
29	第2章 第2部 2 (10) イ	その他の場合は、記録を省略します。	入院レセプトの場合、記録しません。	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
30	第2章 第2部 2 (12) ア	例1】精神病棟に入院している場合・・・「01」 例2】月途中で結核病棟から療養病棟へ病棟を移動した場 合・・・「0207」	例1】精神病棟に入院している場合、「01」を記録します。 例2】月途中で結核病棟から療養病棟へ病棟を移動した場 合、「0207」を記録します。	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
31	第2章 第2部 2 (12) イ	その他の場合は、記録を省略します。	病棟区分以外の病棟への入院又は入院外の場合、記録しま せん。	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
32	第2章 第2部 2 (16)	カルテ番号又は患者ID番号等が記録可能です。	カルテ番号等には、カルテ番号又は患者ID番号等が記録 可能です。	平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
33	第2章 第2部 2 (26)	「予備14」の追加		平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。
34	第2章 第2部 2 (27)	「患者の状態」の追加		平成30年度診療報酬改定の 内容の反映及び文言の見直し を行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
35	第2章 第2部 3 (1)	項目 レコード識別情報 記録内容 RE	項目 レコード識別情報 記録内容 レセプト共通レコード	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
36	第2章 第2部 3 (10)	レコード項目 診療開始日 記録内容 平成30年7月10日	レコード項目 診療開始日 記録内容 平成28年7月10日	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
37	第2章 第2部 3 (26)	「予備14」の追加		平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
38	第2章 第2部 3 (27)	「患者の状態」の追加		平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
39	第2章 第2部 3 CSVの記録	RE,10,,,厚労 太郎,1,4060103,,,4300710,,,,,A123-456,,,,,,	RE,10,,,厚労 太郎,1,4060103,,,4280710,,,,,A123-456,,,,,,	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
40	第2章 第3部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
41	第2章 第3部 2 (7) ア	傷病年月日（傷病労働者の負傷又は発病年月日）を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、和暦で年号区分コード（別表3）+年月日6桁で記録します。	傷病年月日（傷病労働者の負傷又は発病年月日）を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
42	第2章 第3部 2 (10) ア	当該診療費の計算の基礎となった療養期間の初日を和暦で年号区分コード（別表3）+年月日6桁で記録します。	当該診療費の計算の基礎となった療養期間の初日を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
43	第2章 第3部 2 (11) ア	当該診療費の計算の基礎となった療養期間の末日を和暦で年号区分コード（別表3）+年月日6桁で記録します。	当該診療費の計算の基礎となった療養期間の末日を和暦で年号区分コード（別表3）を含めた形で記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
44	第2章 第3部 2 (20)	食事療養の食事回数を記録します。 ア 入院レセプトの場合、必ず記録します。 イ 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。 ウ その他の場合は、記録を省略します。	ア 食事療養の食事回数を記録します。 イ 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。 ウ 入院外レセプトの場合は、記録を省略します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
45	第2章 第3部 2 (21)	食事療養の合計金額を記録します。 ア 入院レセプトの場合、必ず記録します。 イ 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。 ウ その他の場合は、記録を省略します。	ア 食事療養の合計金額を記録します。 イ 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。 ウ 入院外レセプトの場合は、記録を省略します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
46	第2章 第4部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
47	第2章 第4部 2 (2) ア	例】平成30年7月14日の場合・・・「4300714」	例】平成28年7月14日の場合、「4280714」を記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
48	第2章 第4部 2 (2) ウ	(削除)	入院外レセプトの場合は記録しません。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
49	第2章 第4部 2 (7) ア	傷病名コードに「0000999」を使用する場合に限り、記録します。	傷病名コードに「0000999」を使用する場合に限り記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
50	第2章 第4部 2 (7) イ	1つの「0000999」コードに対して1病名を記録します。	1つの「0000999」コードに対し、1病名に限り記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
51	第2章 第4部 2 (10)	入院レセプトの場合、主傷病に対して「01」を記録します。	ア 入院レセプトで当該傷病が主傷病である場合、「01」を記録します。 イ 入院外レセプトの場合は記録しません。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
52	第2章 第4部 2 (11) ア	傷病名に対して補足コメントが必要な場合、コメントマスターの「コメントコード(「区分(項番3)」1桁、「パターン(項番4)」2桁、「番号(項番5)」6桁により構成)」を記録します。	傷病名に対する補足コメントが必要な場合、コメントマスターの「コメントコード(「区分(項番3)」1桁、「パターン(項番4)」2桁、「番号(項番5)」6桁により構成)」を記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
53	第2章 第5部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
54	第2章 第6部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
55	第2章 第7部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
56	第2章 第7部 2 (8)ウ	医薬品区分 6,7 点数計算式 (価格 - 15) / 10 + 1 (小数以下切り上げ) 備考 価格が15円以下は0点とする	医薬品区分 6,7 点数計算式 (価格 - 40) / 10 (小数以下切り上げ) 備考 価格が40円以下は0点とする	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
57	第2章 第8部 1 (12)	商品名及び規格又はサイズ	特定器材名称・商品名及び規格又はサイズ	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
58	第2章 第8部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
59	第2章 第8部 2 (4)	イ 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準の制定に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について)」の別紙1及び別紙2の材料点数については、歯科診療行為マスター・基本マスターの材料加算として記録することから、特定器材コードは記録しません。	イ 特定器材マスターに掲載されていない特定器材を記録する場合は、「77770000」を記録します。 ウ 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準の制定に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について)」の別紙1及び別紙2の材料点数については、歯科診療行為マスター・基本マスターの材料加算としての取り扱いとなります。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
60	第2章 第8部 2 (5)	ア 使用量を記録します。 イ 小数部がある場合、小数点で区切ります。	特定器材の単位あたりの使用量を記録します。小数部がある場合には小数点で区切ります。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
61	第2章 第8部 2 (6) ア	特定器材マスターの「金額種別(項番11)」に「1:金額」、「2:購入価格」及び「4:金額(整数部のみ)」が設定されている特定器材コードのうち、特定器材マスターの「単位コード(項番8)」が「0:設定なし」の特定器材コードの場合、特定器材単位コード(別表19)を必ず記録します。	特定器材マスターの「金額種別(項番11)」に「1:金額」、「2:購入価格」及び「4:金額(整数部のみ)」が設定されている特定器材コードのうち、特定器材マスターの「単位コード(項番8)」が「0:設定なし」の場合、特定器材単位コード(別表19)を必ず記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
62	第2章 第8部 2 (6) イ	単位コードが設定されている特定器材コードの場合、記録しません。単位コードが設定されている特定器材に単位コードを記録した場合は、特定器材マスターに設定されている単位に置き換えます。ただし、この場合、使用量は置き換えませんのでご注意ください。	特定器材マスターに単位コードが設定されている特定器材コードの場合、記録を省略します。特定器材マスターに単位コードが設定されている特定器材コードに単位コードを記録した場合は、特定器材マスターの単位コードに置き換えを行います。ただし、単位コードを置き換えるときに数量については記録した数字で取り扱いますのでご注意ください。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
63	第2章 第8部 2 (8)	酸素補正率、高気圧酸素治療に用いる酸素の治療圧力、フィルムの乳幼児加算を記録する場合、特定器材加算等コード(別表20)を記録します。	酸素補正率、高気圧酸素治療に用いる酸素の治療圧力、フィルムの乳幼児加算を記録する必要がある場合は、特定器材加算等コード(別表20)を記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
64	第2章 第8部 2 (9)	特定器材加算等コード1の数量を記録します。	特定器材加算等コード1に数量が必要な場合に記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
65	第2章 第8部 2(10)	酸素補正率、高気圧酸素治療に用いる酸素の治療圧力、フィルム乳幼児加算を記録する場合、特定器材加算等コード(別表20)を記録します。	酸素補正率、高気圧酸素治療に用いる酸素の治療圧力、フィルム乳幼児加算を記録する必要がある場合は、特定器材加算等コード(別表20)を記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
66	第2章 第8部 2(11)	特定器材加算等コード2の数量を記録します。	特定器材加算等コード1に数量が必要な場合に記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
67	第2章 第8部 2(12)	商品名及び規格又はサイズ	イ 特定器材名称・商品名及び規格又はサイズ	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
68	第2章 第8部 2(12)	ア 特定保険医療材料の商品名及び規格又はサイズを記録します。 イ 以下の項目については記録を省略します。 ～ 金属小釘の場合	ア 特定器材マスターの特定器材コードを記録する場合は、特定保険医療材料の商品名及び規格又はサイズを記録します。 イ 未コード化特定器材コード「777770000」を記録する場合は、商品名、規格及びサイズ、告示名又は通知名の順に記録します。また、告示名又は通知名には前後に()を記録します。 ウ 以下の項目については記録を省略します。 ～ 充填に使用する金属小釘の場合	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
	第2章 第8部 2(14) ア	点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録します。 ただし、未来院請求の場合は、その限りではありません。	点数・回数算定単位内の回数は、同一の回数を記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
70	第2章 第9部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
71	第2章 第9部 2(4)	ア 労災コメントマスタ及びコメントマスターの「コメントコード」を記録します。 イ コメントコードは「区分(項番3)」1桁、「パターン(項番4)」2桁、「番号(項番5)」6桁の計9桁で記録します。詳しくは「労災レセプト電算処理システムマスタファイル仕様説明書」及び「レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書」をご参照ください。	ア コメントマスターの「コメントコード」を記録します。 イ コメントコードは「区分(項番3)」1桁、「パターン(項番4)」2桁、「番号(項番5)」6桁の計9桁で構成されています。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
72	第2章 第9部 2(5)	コメントコードのパターンごとに必要とする文字データを記録します。 (パターンごとの文字データの記録方法を示す表の追記)	ア (6) 歯式(コメント)エリアに歯式コードが記録されている場合は、歯式表示の後に文字データに記録した内容を表示します。 イ パターン「10:任意に文字情報を入力するもの」のコメントコード「810000001」の場合、任意の文字情報を文字データに記録します。 ウ パターン「20:定型コメントのもの」のコメントコードの場合、翻訳内容のみを表現するため、文字データは記録しません。 エ パターン「30:定型のコメント文に一部文字情報を入力するもの」のコメントコードの場合、翻訳内容の後に文字データに記録した内容を合成して表現します。 オ パターン「40:定型のコメント文に一部数字情報を入力するもの」のコメントコードの場合、翻訳内容と文字データに記録した数字を合成して表現します。記録した文字データの編集方法についてはコメントマスターの「レセプト編集情報(項番10~17)」に開始位置、桁数が設定されています。 カ パターン「90:処置、手術及び画像診断等の部位について修飾語(部位)コードを使用するもの」であるコメントコードの場合、文字データに記録した4桁の修飾語コードを翻訳します。修飾語コードは全角数字で記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
73	第2章 第9部 2(6)	記録方法は傷病名部位(HS)レコード(4)歯式と同様です。	ア 記録方法については、傷病名部位(HS)レコード(4)歯式と記録方法は同様です。 イ 記録したコードを翻訳した歯式は文字データ(コメントパターン20以降の場合は翻訳された文字列。)の前に表示します。 ウ 文字データの内容は、歯式の下段から歯式の後に続けて表示します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
74	第2章 第10部 2(6) 例1】	6月1日から10日の10日間、急性期一般入院料1を算定する病棟に入院。一般病棟入院期間加算算定可。	6月1日から10日の10日間、一般病棟(7対1)を算定する病棟に入院。一般病棟入院期間加算算定可。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
75	第2章 第10部 2(6) 例1】表	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称「急性期一般入院料1」	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称「一般病棟7対1入院基本料」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
76	第2章 第10部 2(6) 例1】表	診療行為コード「301005870:一般病棟入院期間加算(14日以内)」の加算識別「5」	診療行為コード「301005870:一般病棟入院期間加算(14日以内)」の加算識別「4」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
77	第2章 第10部 2(6) 例1】レセプトの表示	90 * 急性期一般入院料1 一般病棟入院期間加算(14日以内) 労災(2週間以内)(1.3倍) 2,618×10	90 * 一般病棟7対1入院基本料 一般病棟入院期間加算(14日以内) 労災(2週間以内)(1.3倍) 2,618×10	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
78	第2章 第10部 2(6) 例2】	6月1日から16日の16日間、急性期一般入院料1を算定する病棟に入院。一般病棟入院期間加算、1級地地域加算算定可。	6月1日から16日の16日間、一般病棟(7対1)を算定する病棟に入院。一般病棟入院期間加算、1級地地域加算算定可。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
79	第2章 第10部 2(6) 例2】表	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称「急性期一般入院料1」	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称「一般病棟7対1入院基本料」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
80	第2章 第10部 2(6) 例2】表	診療行為コード「301005870：一般病棟入院期間加算(14日以内)」の加算識別「5」	診療行為コード「301005870：一般病棟入院期間加算(14日以内)」の加算識別「4」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
81	第2章 第10部 2(6) 例2】表	診療行為コード「301006070：一般病棟入院期間加算(15日以上30日以内)」の加算識別「5」	診療行為コード「301006070：一般病棟入院期間加算(15日以上30日以内)」の加算識別「4」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
82	第2章 第10部 2(6) 例2】レセプトの表示	90 * 急性期一般入院料1 一般病棟入院期間加算(14日以内) 労災(2週間以内)(1.3倍) 1級地地域加算 2,536 × 14 * 急性期一般入院料1 一般病棟入院期間加算(15日以上30日以内) 労災(2週間以内)(1.01倍) 1級地地域加算 1,817 × 2	90 * 一般病棟7対1入院基本料 一般病棟入院期間加算(14日以内) 労災(2週間以内)(1.3倍) 1級地地域加算 2,536 × 14 * 一般病棟7対1入院基本料 一般病棟入院期間加算(15日以上30日以内) 労災(2週間以内)(1.01倍) 1級地地域加算 1,817 × 2	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
83	第2章 第10部 2(6) 例5】	6月1日から6日の6日間、急性期一般入院料1を算定する病棟に入院し、6月4日、5日に患者が外泊を行った場合。	6月1日から16日の16日間、一般病棟(7対1)に入院。一般病棟入院期間加算、1級地地域加算算定可。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
84	第2章 第10部 2(6) 例5】表	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称「急性期一般入院料1」	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称「一般病棟7対1入院基本料」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
85	第2章 第10部 2(6) 例5】レセプトの表示	90 * 急性期一般入院料1 労災(2週間以内)(1.3倍) 2,068 × 4 * 急性期一般入院料1 外泊(入院基本料の減額) 労災(2週間以内)(1.3倍) 311 × 2	90 * 一般病棟7対1入院基本料 労災(2週間以内)(1.3倍) 2,068 × 4 * 一般病棟7対1入院基本料 外泊(入院基本料の減額) 労災(2週間以内)(1.3倍) 311 × 2	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
86	第2章 第10部 2(6) 例6】	6月1日から6日の6日間、急性期一般入院料1を算定する病棟に入院している患者が6月4日に私傷病で他の医療機関に通院した場合。	6月1日から6日の6日間、一般病棟(7対1)を算定する病棟に入院している患者が6月4日に私傷病で他の医療機関に通院した場合。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
87	第2章 第10部 2(6) 例6】表	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称「急性期一般入院料1」	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称「一般病棟7対1入院基本料」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。

No	変更箇所	変更後	変更前	変更理由
88	第2章 第10部 2(6)例6】レ セプトの表示	90 * 急性期一般入院料1 労災(2週間以内)(1.3倍) 2,068 × 6	90 * 一般病棟(7対1) 労災(2週間以内)(1.3倍) 2,068 × 6	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
89	第2章 第10部 2(6)例7】	6月1日から6日の6日間、急性期一般入院料1を算定する病棟に入院している患者に、6月1日に労災治療計画書を交付し説明を行った場合。	6月1日から6日の6日間、一般病棟(7対1)を算定する病棟に入院している患者に、6月1日に労災治療計画書を交付し説明を行った場合。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
90	第2章 第10部 2(6)例7】表	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称 「急性期一般入院料1」	診療行為コード「301005010」の省略漢字名称 「一般病棟7対1入院基本料」	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
91	第2章 第10部 2(6)例7】レ セプトの表示	90 * 急性期一般入院料1 1,591 × 6 92 * 労災治療計画加算 100 × 1	90 * 一般病棟(7対1) 1,591 × 6 92 * 労災治療計画加算 100 × 1	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
92	第2章 第11部 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
93	第3章 2	レコード項目	各レコード項目	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
94	第3章 2(3)ア	労災診療費請求書提出年月日を和暦で年号区分コード(別表3)+年月日6桁で記録します。	労災診療費請求書提出年月日を和暦で年号区分コード(別表3)を含めた形で記録します。	平成30年度診療報酬改定の内容の反映及び文言の見直しを行いました。
95	第3章 2(13)	マルチボリューム識別情報	識別情報マルチボリューム	誤字を修正しました。